

国民健康保険税のしくみが変わります！

平成20年4月より医療制度改革・税制改革にともない、国民健康保険税のしくみも大きく変わることになりました。そこで主な変更の内容についてお知らせします。

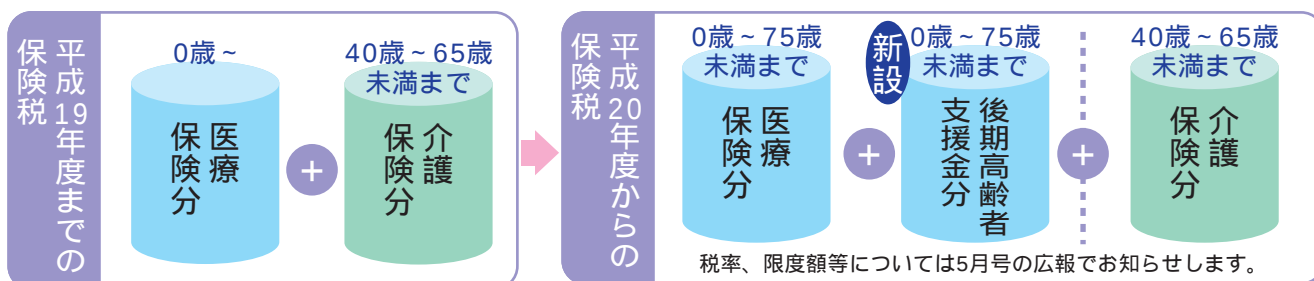
国民健康保険の加入年齢は75歳未満まで

平成20年4月より今まで国民健康保険に加入している75歳以上（もしくは一定の障害のある65歳以上）の人は、国民健康保険の資格がなくなり新たに後期高齢者医療制度へ加入することになります。

但し、国民健康保険税の納税義務者は世帯主になりますので、同じ世帯に74歳以下の人が国民健康保険に加入している場合は、世帯主の人が75歳以上の後期高齢者医療制度に該当しても国民健康保険税の納税義務者になります。

保険税の算定に後期高齢者支援金分が新たに加えられます

国民健康保険税は、これまでは「医療保険分」と「介護保険分（40歳～65歳未満の人）」を合わせた額を納めていただいていたのですが、平成20年4月より「後期高齢者支援金分」が新たに加えられます。「後期高齢者支援金分」は、これまでの「医療保険分」の一部が後期高齢者医療制度の財源の一部として明確化されたものです。



今年の10月より国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

平成20年度の国民健康保険税について、次にあげる～の条件に当てはまる人は今年の7月、8月、9月は普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）、今年の10月、12月、来年の2月は特別徴収（年金からの天引き）を行います。特別徴収開始時期は市町村によって異なります。平成21年度分からは4月より特別徴収を開始します。

同一世帯の国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の場合。その場合は世帯主の年金から特別徴収となります。

世帯主本人が国民健康保険加入者の場合。

世帯主の年金の一つが年額18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合。

年金を担保に供していない場合。

介護保険料が年度当初より特別徴収になっている場合。

注1）年度途中で異動者（新たな国民健康保険の加入等）が発生した場合は、普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）に変更になる場合があります。

注2）～の条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）になります。平成20年度の納税通知書は7月上旬に送付を予定しています。



所得割（前年の所得に応じた保険税）を算定する際、公的年金特別控除がなくなります

平成17年1月1日において65歳に達していた人で、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等の控除の該当になっていた人が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険税の所得割（前年の所得に応じた保険税）を算定する際に2年間の激変緩和措置として、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の特別控除を行っていましたが、平成20年度より公的年金特別控除がなくなります。

均等割（加入者に応じた保険税）、平等割（世帯ごとの定額保険税）分の2割軽減の申請がなくなります

平成19年度までは、国民健康保険加入世帯の所得がある一定未満の場合、世帯主の申請により国民健康保険税の均等割（加入者に応じた保険税）及び平等割（世帯ごとの定額保険税）が2割軽減になっていましたが、平成20年度からは申請することなく、前年所得で判定いたします。